

制 度 名	農業集落排水事業	主管課名	農地整備課 農村環境農道 G		
		問合せ先	029-301-4259		
目的・趣旨	農業用排水の水質保全及び農村生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与するため、農業集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水、汚泥を処理する施設の整備を支援する。				
<p>[対象団体] 市町村</p> <p>[対象事業] 農業集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水、汚泥を処理する施設、若しくはそれらの循環利用を目的とした施設の整備</p> <p>[補助要件等] 処理対象人口おおむね 1,000 人程度以下 関係戸数 20 戸以上、末端受益戸数 2 戸以上</p> <p>[対象経費] 対象事業の実施に要する経費</p> <p>[補助限度額等] 対象事業の実施に要する経費の 60/100（霞ヶ浦流域は 63.5/100）以内</p> <p>[経費負担割合]</p>					
区 分		国	県	市町村	その他
一般地域		50/100	10/100	40/100	—
霞ヶ浦流域		50/100	13.5/100 (注)	36.5/100	—
[30 年度当初予算額] 805,112 千円		[30 年度補助対象団体] 19 市町			
<p>[備考] (注) 県負担について 県は、事業に係る起債の償還財源として、年度事業費の 10/100（霞ヶ浦流域 13.5/100）に相当する額を事業実施の翌年度から 5 年間で交付 一般地域 $2/100 \times 5 \text{ 年間} = 10/100$ 霞ヶ浦流域 $2.7/100 \times 5 \text{ 年間} = 13.5/100$</p>					